

介護老人保健施設 リハ・神戸

訪問リハビリテーションサービス利用約款

介護予防訪問リハビリテーションサービス利用約款

（令和7年4月1日）

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設リハ神戸（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを含む。以下同じ）サービスを提供し、かつ、利用者と身元引受人及び連帯保証人（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーションサービス利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別紙1の改訂が行われない限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し当施設のサービスを利用することができるものとします。

(扶養者)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす扶養者を立てます。但し、利用者が扶養者を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 扶養者は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 扶養者は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 4 扶養者が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメント、その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び扶養者に対し、相当期間内にその扶養者に代わる新たな扶養者を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 扶養者の請求があったときは、当施設は扶養者に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づくサービス利用を解除・終了することができるものとします。なお、この場合、利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅介護サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なくサービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、本来ご負担いただくべき基本料金及びその他の費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を継続する事が困難と判断された場合
- ④ 利用者又は扶養者が、本契約に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が当施設の職員及び他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 利用者又は扶養者がサービス提供を阻害する行為をなし、当施設から再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、利用者の長期間の入院・入所、その他やむを得ない理由によりサービスを提供する事ができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づくサービスの対価として、＜別紙1＞の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更する事があります。

2 当施設は、前項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者又は扶養者に請求することができます。

- ① 利用者の要望により通常要する時間を超えて提供されたサービスの費用から通常提供されるサービス費用を差し引いた額
- ② サービス提供の中で、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用

- 3 当施設は、利用者及び扶養者に対し、当該訪問リハビリテーションサービスの料金合計額の請求書をサービス提供の翌月10日に発行し、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、当該合計額を請求日の属する月末（土日祝日の場合は翌日以後の平日とする）までに支払うものとします。
- 4 当施設は、利用者又は扶養者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者に対して領収書を発行します。
- 5 当施設は、利用者が正当な理由なくサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、＜別紙1＞に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

（記録）

- 第7条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を開示費用として徴収し、これに応じます。但し、扶養者又はその他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾及びその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - 3 法令等により開示してはならないとされる等、開示できないこともあります。

（身体の拘束等）

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載することとします。
- ①切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 - ②非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 - ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を＜別紙2＞のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）等

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他、必要な場合は速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じるとともに、利用者又は扶養者が指定する者に対し連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 当施設は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、利用者に対し必要な措置を講じるとともに、利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供するサービスに対しての要望、又は苦情等について、支援相談員等に申し出ることができます。又 1 階事務室では平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分の間、担当職員に申し出ることができます。

<行政機関の苦情相談窓口>

窓 口	電話番号	営業時間
神戸市福祉局監査指導部	TEL：078-322-6242	平日 8：45～12：00 13：00～17：30
要介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話	TEL：078-322-6774	平日 8：45～12：00 13：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合 会介護サービス苦情相談窓口	TEL：078-332-5617	平日 8：45～17：15
神戸市消費生活センター （契約についてのご相談）	TEL：078-371-1221	平日 9：00～17：00

（賠償責任）

第 13 条 サービスの提供時に当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び

扶養者は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

介護老人保健施設 リハ神戸のご案内

(令和7年4月1日現在)

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
代表者名	理事長 細谷 亮
所在地・連絡先	(住所) 神戸市北区しあわせの村1番18号 (電話) (078) 743-8200 (FAX) (078) 743-8211

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設 リハ・神戸
所在地・連絡先	(住所) 神戸市北区しあわせの村1番19号 (電話) (078) 743-8500 (FAX) (078) 747-3738
事業所番号	2855080079
開設年月日	平成12年4月19日
管理者の氏名	山本 満雄
利用定員	1日 4名

3 施設の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある方の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために、理学療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
運営の方針	居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努めながら利用者の自宅において、理学療法等、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。

4 事業所の概要

(1) 職員体制

職 種	職員数
管理者	1 人
医 師	1 人以上
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1 人以上
支援相談員	1 人以上
事務職員	1 人以上

(2) 勤務体制

従業者の職種	勤務体制	備 考
施設長 (医師)	常勤で兼務	4 週 8 休
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (9 : 00～17 : 30) 常勤で兼務	4 週 8 休

(3) 営業日

営 業 日	営業時間
平 日	9 : 00～17 : 30

休 業 日	12 月 29 日～1 月 3 日、土曜日、日曜日、祝日
-------	------------------------------

(4) 事業の実施地域

実施地域	<神戸市北区> ひよどり台、ひよどり台南町、星和台、鳴子、君影町、北五葉、 南五葉、鈴蘭台北町、鈴蘭台南町、鈴蘭台東町、鈴蘭台西町
------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

5 提供するサービスの内容及び費用

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内で 自宅でのリハビリテーション

(2) 費 用

原則として、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示により計算した（介護予防）訪問リハビリテーションサービス費の1割、2割または3割が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金の全額をお支払いいただくことになります。

利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。料金の詳細については、「介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表」の通りです。

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用予定日の前日 17 時 30 分までに <u>申し出があった場合</u>	無 料
利用予定日の前日 17 時 30 分までに <u>申し出が無かった場合</u>	全 額 (利用料自己負担分)

6 利用料等のお支払方法

当利用月の請求は当該月の料金の合計額を精算し、翌月の10日頃に請求書を発行します。

請求日の属する月末までに振り込み、または当施設1階事務室受付にてお支払い下さい。

なお、支払い期限日が土日祝日の場合は、翌日以後の平日にお支払い下さい。1階事務所受付の会計取り扱い時間は、土日祝日・年末年始を除く平日午前9時から午後4時30分までです。

自動振込をご希望の場合は、申込手続きが必要です。事務室までお問い合わせください。お申込みいただいた指定の口座から毎月27日に振替となります。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、状況に応じて市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8 身分証携行義務

サービス提供を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 心身の状況の把握

サービス提供に当たっては、介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10 介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等との連携

サービス提供に当たり、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

11 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者が交付するサービス提供票を提示してください。
- ② サービス提供事業所内で感染症を発症した場合、訪問が出来ない場合があります。
- ③ 利用者、同居者が発熱等の体調不良時は訪問をお断りする場合があります。
- ④ 荒天時、または積雪、路面の凍結等により訪問を中止させていただく場合があります。
- ⑤ 上記の他、施設事情により中止する場合があります。

介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表

令和7年4月1日現在

【基本サービス費】

項 目	単位	負担割合		
		1 割	2 割	3 割
訪問リハビリテーション費 ※ 1 回 20 分以上、1 週に 6 回(120 分)が限度 退院・退所日から起算して 3 ヶ月以内は 12 回が限度 ※ 当施設からの訪問は、健康チェックも含め 1 回の訪問につき 60 分の実施を基本とします。	20 分の場合 308 単位/回	329 円	657 円	985 円
	40 分の場合 616 単位/回	657 円	1,314 円	1,970 円
	60 分の場合 924 単位/回	985 円	1,970 円	2,955 円
介護予防訪問リハビリテーション費 ※ 1 回 20 分以上、1 週に 6 回(120 分)が限度 退院・退所日から起算して 3 ヶ月以内は 12 回が限度 ※ 当施設からの訪問は、健康チェックも含め 1 回の訪問につき 60 分の実施を基本とします。	20 分の場合 298 単位/回	318 円	636 円	954 円
	40 分の場合 596 単位/回	636 円	1,270 円	1,906 円
	60 分の場合 894 単位/回	954 円	1,907 円	2,860 円

【要介護認定の方がご利用の場合】

項 目	単位	負担割合		
		1 割	2 割	3 割
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または認定日から 3 月以内、週に 2 回以上実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合。	200 単位/日	214 円	427 円	640 円
リハビリテーションマネジメント加算-イ ※ 3 月に 1 回以上のリハビリテーション会議を開催し、利用者情報の共有、状態変化に応じた計画の見直しを行います。また、自立に向けた支援ができるようケアマネジャー、他事業者と情報共有し、協働していきます(セラピストが利用者又は家族に説明し同意を得た上で、医師へ報告を行った場合)。	180 単位/月	192 円	384 円	576 円
リハビリテーションマネジメント加算-ロ ※ 3 月に 1 回以上のリハビリテーション会議を開催し、利用者情報の共有、状態変化に応じた計画の見直しを行います。また、自立に向けた支援ができるようケアマネジャー、他事業者と情報共有し、協働していきます(セラピストが利用者又は家族に説明し同意を得た上で、医師へ報告を行った場合)。また、その計画書等のデータを厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を活用し、サービスの質の管理を行った場合。	213 単位/月	227 円	454 円	681 円
リハビリテーションマネジメント加算 ※ リハビリテーションマネジメント加算(イ)(ロ)を算定し、尚且つ、医師が利用者・家族へ説明し、利用者の同意を得た場合。	270 単位/月	288 円	576 円	863 円

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 認知症であると医師が判断しリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合、医師もしくは医師の指示を受けた専門職が、その退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行なった場合	240 単位/回	256 円	512 円	768 円
訪問リハビリテーション計画診療未実施減算 ※ 事業所の医師ではない医師が計画作成に係る診療を行った場合	▲50 単位/回	▲54 円/回	▲107 円/回	▲160 円/回
移行支援加算 ※ リハビリテーションを行い、利用者の ADL 及び IADL を向上させて社会参加が維持できる他のサービス等へ移行した場合	17 単位/回	19 円	37 円	55 円
退院時共同指導加算 ※ 入院中の利用者が退院するにあたり、医師又はリハビリ専門職が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合（当該退院につき1回限り）	600 単位/回	640 円	1,280 円	1,919 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ 7年以上勤続の職員を配置している場合	6 単位/回	7 円	13 円	19 円

【要支援認定の方がご利用の場合】

項 目	単位	負担割合		
		1 割	2 割	3 割
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院（所）日または認定日から3月以内、週に2回以上実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合。	200 単位/日	214 円	427 円	640 円
訪問リハビリテーション計画診療未実施減算 ※ 事業所の医師ではない医師が計画作成に係る診療を行った場合	▲50 単位/回	▲54 円/回	▲107 円/回	▲160 円/回
介護予防訪問リハビリ 12 ヶ月超減算 ※ 利用を開始した日の属する月から起算して12 ヶ月を超えた期間に介護予防訪問リハビリを行った場合	▲30 単位/回	▲32 円/回	▲64 円/回	▲96 円/回
退院時共同指導加算 ※ 入院中の利用者が退院するにあたり、医師又はリハビリ専門職が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合（当該退院につき1回限り）	600 単位/回	640 円	1,280 円	1,919 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ 7年以上勤続の職員を配置している場合	6 単位/回	7 円	13 円	19 円

介護老人保健施設リハ・神戸 個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設リハ・神戸では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －介護サービス利用開始・終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習等への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供